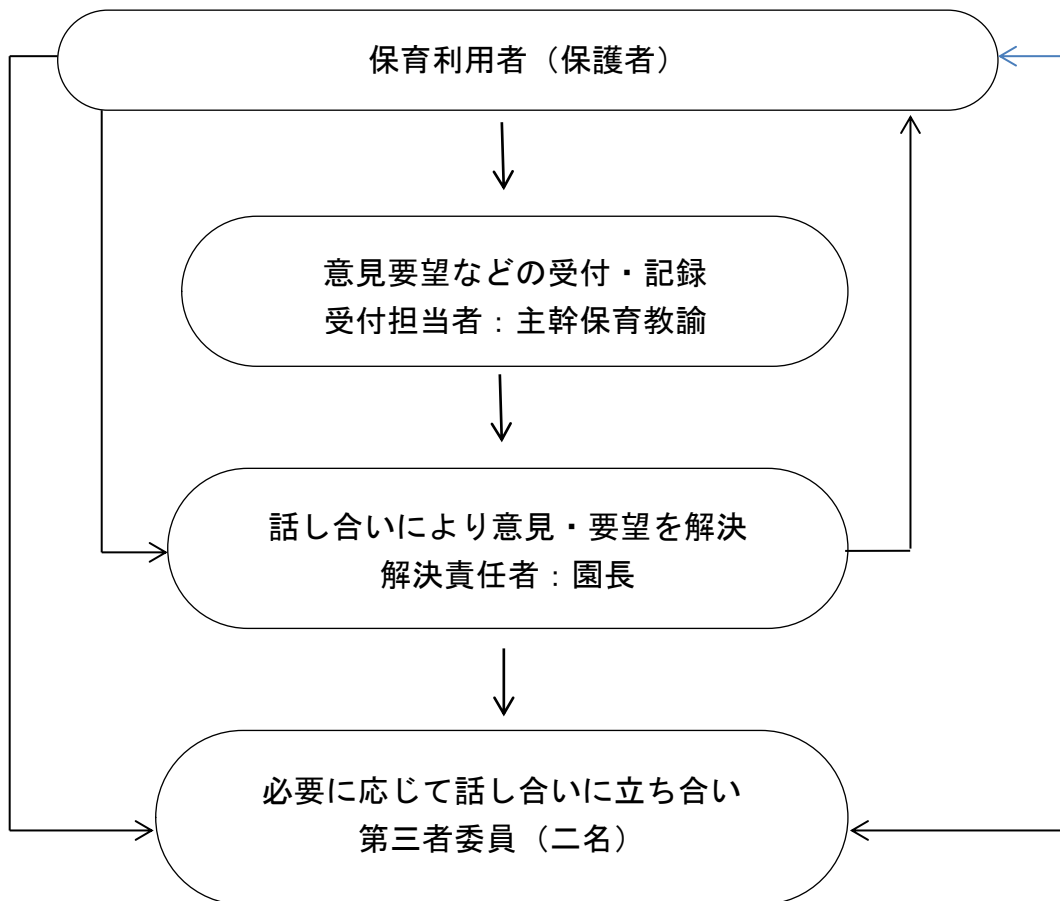


□ ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて



※ 相談解決の結果（改善事項）は高等もしくは文書で責任者より相談者の方へご報告申し上げます。

プライバシーの保護に接触しない範囲で苦情件数と内容を開示しています。過去2年間の苦情内容及び対応を公開いたします。